

特殊詐欺対策を目的とした 自動録音機購入費を補助しています！

特殊詐欺の被害を未然に防止するため、**固定電話機に接続する特殊詐欺防止機能の付いた「自動録音機」**の購入費用の補助を行っています。

特殊詐欺被害の多くは、自宅の固定電話から発生していますので、この機会に対策をしましょう。



【対象者】

- ・町内に住所を有するかた
- ・補助対象者およびその世帯員に町税の滞納がないかた

※過去に当補助金を利用されたかたおよびそのかたと同一世帯のかたは、利用できません。

【対象機器】

- ・公益財団法人 全国防犯協会連合会が優良防犯電話として推奨する自動録音機（町ホームページまたは総務課窓口で確認できます）で、令和6年4月1日以降購入の新品のもの
- ※自動録音機のみ補助の対象となります。それ以外の機器（電話機、スマートフォンなど）は対象外となりますのでご注意ください。対象機器について不明な場合は、購入前に総務課までお問い合わせください。

【補助額】

経費に相当する額（上限1万円）

【申請方法】

補助金交付申請書兼請求書に、以下の書類を添付し申請してください。

様式は、町ホームページまたは総務課窓口で配布しています。（申請は、対象者と同一世帯のかたでも可能です）

- ・製品名、購入者の氏名、購入年月日が記載された支払いの事実確認ができる書類の写し
- ・メーカー名、製品名がわかる取扱説明書やカタログなどの写し



町ホームページ
QRコード

問合せ＝総務課 自治防災係 ☎76-1115

児玉警察署からのお知らせ

『闇バイト』は犯罪です！

○『闇バイト』はバイトではありません！犯罪です！

SNSやインターネットの掲示板などで、短期間で高収入が得られるなど甘い言葉で犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。「お金に困っているし、すぐ高収入をもらえるなら」と安易に応募してしまうと、詐欺の受け子や強盗の実行犯などの犯罪に加担させられ、犯罪者となってしまいます。

○『闇バイト』の募集文句

「高額バイト」「即日即金」など、好条件に見える求人情報には注意してください。また、募集情報に「闇バイト」「受け」「運び」といったわかりやすいものもありますが、「UD（受け子と出し子を差す）」「叩き（強盗を示す）」といった「隠語」が使用されていたり、仕事の内容が明確でない求人にも注意が必要です。

○『闇バイト』は捨て駒！！

「闇バイト」に一度応募してしまうと、やめたいと思っても自力ではやめられません。

応募する時に、顔写真付き身分証明書の写真や家族の個人情報を募集者（犯行グループ）に送信させられます。犯罪だとわかって「やめたい」と言うと、犯行グループに「家に行く」「学校にばらす」「家族に危害を加える」などと脅され、恐怖で支配されてしまい、犯罪行為に加担させられ続けてしまいます。

もし逮捕されても犯行グループが助けてくれることは絶対になく、捨て駒として切り捨てられます。最終的に、報酬ももらえません。あなたと家族の安全は、警察が必要な保護対策をとります。犯罪に手を染める前に、警察や信用のできる親族・知人に相談をしてください。

問合せ＝児玉警察署 ☎72-0110



12月4日(水)から10日(火)は、 「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です！



人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きるための誰にも侵されることのない永久の権利です。

しかし、現実には、いじめや児童虐待など、さまざまな人権侵害が起こっているほか、性的少数者に対する偏見など新たな人権問題も発生しています。

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、さまざまな人権課題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県民総ぐるみで取り組む運動です。

この機会に、人権について改めて考えてみましょう。

問合せ＝埼玉県 人権・男女共同参画課 ☎048-830-2255

調理師のかたは調理師業務従事者届を出しましょう！

調理業務に従事している調理師は、2年ごとに「調理師業務従事者届」を届け出ることが義務付けられています。詳しくは、県ホームページをご確認ください。

対 象：県内の飲食店や給食施設などで就業している調理師

方 法：12月31日現在の氏名、従事する施設名などを令和7年1月15日までに埼玉県電子申請・届出サービスによる届出、または埼玉県調理師会へ指定様式による届出

問合せ：一般社団法人埼玉県調理師会（☎048-862-6443）
埼玉県健康長寿課（☎048-830-3582）



県ホームページ
QRコード

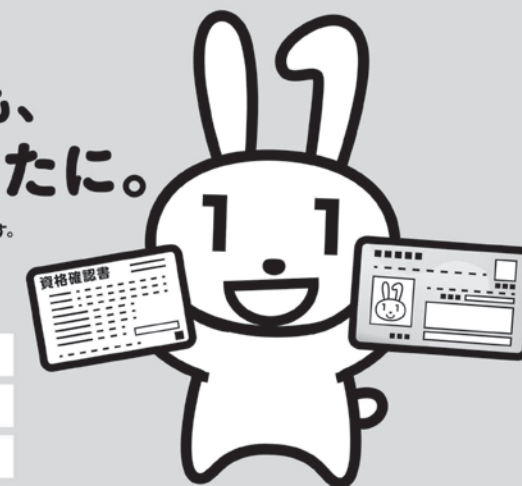


政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| マイナ保険証をお持ちでない方 | 申請不要で資格確認書をお届けします。 |
| 新たに後期高齢者になった方 | 申請不要で資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで |
| マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など) | 申請いただくことで資格確認書をお届けします。 |



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

